様式第7号(第9条関係)

第　　　　　号

年　　月　　日

　　　　　　　　　　様

身延町長

国民健康保険一部負担金減額(免除・徴収猶予)承認(不承認)決定通知書

　　年　月　日付けで申請のありました国民健康保険一部負担金の減額(免除・徴収猶予)について、次のとおり決定したので通知します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 1　療養の給付を受ける被保険者 | (1)　被保険者番号 |  |
| (2)　氏名 |  |
| (3)　生年月日 |  |
| (4)　発病又は負傷年月日 |  |
| (5)　傷病名 |  |
| 2　決定内容 | | 承認・不承認 |
| 3　減額(免除・徴収猶予)の内容 | |  |
| 4　減額(免除・徴収猶予)の措置期間 | |  |
| 5　承認・不承認の理由 | |  |

(教示)

1　この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に山梨県国民健康保険審査会に対して審査請求をすることができます。

2　この処分については、上記1の審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、身延町を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。（訴訟において身延町を代表するのは、身延町長となります。）

3　上記2の処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ、提起することができません。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

　(1)　審査請求があった日から3箇月を経過しても裁決がないとき。

　(2)　処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

　(3)　その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。